

## 役員 及び評議員の報酬 及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人首藤奨学財団（以下「この法人」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定 義)

第2条 役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

2 報酬とは、役員等の職務執行の対価として支払うものをいう。

3 監査報酬とは、監事が監査を行ったときに、その職務の執行の対価として支払うものをいう。

4 費用とは、役員等が、職務の執行のために要した旅費等を弁償するために支払う経費のことをいう。

### (役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は次のとおりとする。

#### ①理事、監事及び評議員の報酬

理事、監事及び評議員が、理事会又は評議員会に出席した場合、当日の報酬として一人当たり20,000円（源泉徴収額は除く）を限度として支給することができる。

#### ② 監事の監査報酬

監事が監査を行ったときは、一人一日あたり20,000円（源泉徴収額は除く）を報酬として支給することができる。

### (費用の弁償)

第4条 理事及び監事並びに評議員がその職務遂行にあたって負担した費用、交通費については実費相当額を、手数料等については請求のあった額を支払う。

### (公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会において行う。

(実施細目)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年10月22日一般財団法人首藤奨学財団設立日から施行する。

(令和4年1月17日評議員会議決)

2 この規程の変更は、令和4年5月10日公益財団法人首藤奨学財団名称変更日から施行する。

(公益認定による名称変更)